一般社団法人福岡県損害保険代理業協会　福岡東支部　[第７号]

代協 福岡東 だより

発行　2011年10月

〒812-0007
福岡市博多区東比恵 2-7-18
株式会社KRC　松田 宏臣

支部長のKRC松田です。

３月の大震災に続いて、大型の台風が相次いで接近し、強風や大雨で紀伊半島はじめ日本各地が大きな被害を受けています。地震もそうですが、「万が一」の事態が襲ってくることが続いています。
『もしもに備える』という意味では我々保険代理店も多くのことを考え、学ばなければならない時かもしれません。その一つの機会として、今回の例会では座談会を開催しました。学べることを学び、今後も「もしも」に備えていきましょう。

富士火災海上保険株式会社 九州本部 福岡支店　白神（しらがみ）支店長より『新・富士火災！』について。

チャーティスグループの一員として新たなスタートを切った富士火災海上保険（株）の現在と、今後について話をしていただきました。

２年前に経営危機を迎えたもののグループ入りした現在では財務基盤は大きく回復してソルベンシーマージン比率は720.8%へ改善し、S&P（スタンダード＆プアーズ）の格付けでも「A⁻」を獲得して信用面でも全く問題のない水準に戻っているとのことです。
今年度第一四半期の決算でも、経常利益が64.2%の回復をみせ、税引後純利益では業界トップの水準となっているそうです。東日本大震災の保険金支払いなどで影響は残るものの確実に回復し、好決算を迎える見通しとのこと。引き続き、財務基盤の強化と営業力強化が課題だとされています。

J.D.Power社の顧客満足度の調査では、事故対応時の評価で２位、総合ランキングでも３位の評価を受けており ランキングが全てではないものの、お客様サービスの充実を目指した活動が一つの結果として現れていることは嬉しく思っているとのこと。今後も、国内の大手３社にはない「これは面白い！」と思っていただける独自商品の開発と、代理店との情報交換で一緒に成長していきたい考えだというお話をお聞きしました。

東支部 委員会報告　各委員会からの報告・お知らせです。

◆組織財務委員会より

福岡県の７年連続会員増強の表彰でいただいた賞金は、新会員オリエンテーションの費用の一部として有効に使わせていただきました。皆様のご協力を感謝します。

◆教育委員会より

保険大学１４期生は満員でスタートします。来年からは仕組みが変わりますが、引き続き積極的に申し込んでください。
１年間で修了できなかった場合には、救済措置が「２年間」設けられています。
もし合格できなかった場合はこの期間内に再チャレンジしてください！

◆企画環境委員会より

「ディーラーの不公正募集」に関するアンケートの結果が集計され、かなり具体的で深刻な事例も報告されています。訴訟も視野に入れながら、引き続き慎重に調査を進めます。今後も情報は速やかに事務局へご報告をお願いします。

◆事業広報委員会より

ヒートポンプ式自販機への切替促進については、「お客様の利益になること」として引き続きご案内をお願いします。

◆CSR委員会より

毎年恒例のキャンペーンを今年も開催します。皆さん、ご協力ください！
９月27日『無保険バイク追放キャンペーン』（博多駅筑紫口にて）　⇒終了しました！
10月７日『盗難防止キャンペーン』（西鉄福岡駅周辺）　⇒終了しました！

「無保険バイク追放キャンペーン」で配布したパンフレット。（ティッシュと一緒に）

「盗難防止キャンペーン」のチラシ。（クリアファイルと一緒に）

代協座談会

専門家の話を聞いて勉強しよう！　ということで例会内で初めて『座談会』を取り入れました。
今回は、交通事故被害を主に扱う弁護士、アトラス法律事務所の徳永弁護士の登場です。
イソ弁時代は保険会社側として交渉や裁判にも携わったそうですが、現在は交通事故被害に特化して活動を行っていらっしゃいます。
以下、徳永さんのお話です。

交通事故で人身被害にあう人が福岡県内で年間どのくらいいるかご存知でしょうか？
警察の調べでは約６万人です。その半数が被害者だと考えると約３万人の交通事故被害者がいることになります。そのうち何人が弁護士を介した交渉を行っているでしょう。ほとんどの被害者が相手保険会社からの通知のままに、納得したかどうかさておいてサインして示談を完了していると思われます。
弁護士が交渉に入ることで賠償額の査定基準は「自賠責基準」ではなく「裁判基準」が適用されます。それによって賠償額があがるケースが多くあります。どれくらい差があるのか・・。

右記の表１は、実際に当事務所が担当した事例です。被害者は３ヶ月に渡って相手側保険会社と交渉しましたが解決せず依頼がありました。事故内容は決して特殊なものではなく、賠償額を判断する基準も実に明確なので、当事務所では保険会社と書類をやりとりし１週間で解決しました。

(表1) 被害者は22歳男性。自転車走行中に自動車と接触。入院１ヶ月、通院３ヶ月、後遺傷害なし。

	保険会社の算定	アトラス法律事務所の算定
治療費	¥287,701	¥287,701
慰謝料	¥252,000（通院30日）	¥815,000（通院3.5ヶ月）
相殺	ー	15%
賠償額総計	**¥539,761**	**¥937,347**

この時に判断や査定の基準となるのがこの３冊の本です。
全国基準とされている『青本』、東京基準といわれる『赤い本』、そして皆さんご存知の『判例タイムズ』です。これらの本に裁判基準がまとめられています。

もちろん、弁護士が入れば全て賠償額がアップするワケではありません。物損事故の場合は保険会社の査定が裁判基準に近いためメリットはありません。過失が大きい場合も過失相殺されるので自賠責基準のほうが有利な場合もあります。

【弁護士特約】を利用して交渉の場に弁護士を入れたほうが有利なのに利用しない・・・。その原因は弁護士がいろんな意味で「使いにくい」ことにあると思います。交通事故を専門的に扱う弁護士そのものが少ないことも原因のひとつでしょう。でも「顧客満足」という点で考えると依頼者の満足度は非常に高いと言えるのが特徴でもあります。

参加者からの疑問

弁護士が入ることで賠償額があがると保険会社の支払いが増えます。それが増えると将来的には保険料に影響することが考えられます。
また、どんな場合でも弁護士特約で被害者を救わなければならないのか？と考えると疑問。

徳永さんの見解

全ての場合に弁護士が入るべきだとは当然思いません。ただ、最近はインターネットでいろんな情報を自分で調べることができるので、被害者は自分で保険会社と交渉するためにいろいろ調べていらっしゃいます。そして支払いの基準が２種類あることを知り、その低いほうの基準で算定されていることを知った被害者の方はたいてい激怒します。受取る権利があるのにそれを知らないために不利益を被っているのだと感じるのです。多くの方は「儲けたいワケじゃない」とおっしゃいますが、誰でも損をするのは嫌でしょう。市民の権利意識が高まっていることを感じますし、そもそも基準が複数あること、ダブルスタンダードなことに疑問があると考えています。

短い時間ではありましたが、実例を交えた話はリアルで、積極的な意見交換のきっかけとなったように思います。今後もこのような機会を設けて意見交換や勉強をしていきたいと思います。　（支部長：松田）

情報交換・会員交流いろいろ

例会後半の「情報交換」の時間やその後の懇親会では座談会の感想や関連する事例の報告、相談などが相次ぎました。

◆弁護士特約について
◆不公正募集の事例について
◆書類の運搬について（信書）
◆無予告監査について
◆保険会社の対応について
◆東北への義援金について
など。

懇親会も徳永弁護士を囲んで質問が相次いで、大盛り上がり！

次回ご案内

次回１１月は、福岡西支部・南支部との合同セミナーです。

東日本大震災の被災地、岩手県代協から私たち代理店の仲間を迎えて、被災地の現実を伝えていただくセミナーを開催します。

日時：11月12日（土曜）15:30〜17:30

詳細は別紙のご案内をご覧ください。